

平成15年5月14日

都道府県 政令市 土壤環境保全担当部(局)長 殿

環境省環境管理局

水環境部土壤環境課長

### 搬出汚染土壤管理票制度の運用について

平成15年2月14日付けで環境大臣が定めた「搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法」(平成15年3月環境省告示第21号。以下「確認方法告示」という。)については、「指定区域から搬出する汚染土壤の取扱いについて」(平成15年2月14日付け環水土第25号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知。以下「課長通知」という。)により、搬出汚染土壤管理票(以下「汚染土管理票」という。)の交付(作成)の手続等を通知したところであるが、なお、下記事項に留意の上、汚染土管理票制度の適確な運用を図られたい。

#### 記

#### 1. 交付等の代行について

##### (1) 汚染土管理票の交付について

汚染土管理票の交付は、交付者(法第7条第1項若しくは第2項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者又は法第9条第1項に規定する土地の形質の変更をしようとする者をいう。以下同じ。)に代わって、指定区域における搬出工事を請け負った者(以下「搬出実施者」という。)が、契約に基づき、代行である旨を明示の上で、これを行うことができること。その場合、処分受託者からの汚染土管理票の送付は当該搬出実施者に対して行うこととして差し支えないが、汚染土管理票の交付に当たり、交付者又は搬出実施者のいずれに送付すべきかを明記すること。ただし、搬出実施者に送付する場合でも、汚染土管理票の交付の責任は当該交付者にあり、交付者は、交付と同時に当該搬出実施者から汚染土管理票の写しを受け取り、保存することが必要であること。また、その際、搬出実施者においても交付した当該汚染土管理票の写しを保存することが必要であること。

## (2) 運搬・処分の委託について

交付者が汚染土壌の運搬・処分を他人に委託する場合、それぞれと直接に契約することを基本とするが、運搬・処分を委託する者の選定及び当該者との契約について、搬出実施者に代行させることも可能であること。この場合、搬出実施者は交付者を代理して契約を行ったものと解し、搬出実施者が選定、契約した者と交付者とは直接の契約関係にはないものの、交付者との関係において、確認方法告示における運搬受託者・処分受託者は、当該搬出実施者ではなく、搬出実施者が選定、契約した者と解され、当該者がそれぞれ汚染土管理票に記載することが必要となること。したがって、関係者で連絡を密にし、交付者は、運搬・処分について搬出実施者が選定、契約した者の名称等、運搬・処分の内容等について確認、把握することが必要となること。

## (3) 都道府県知事への汚染土管理票の写しの送付について

(1)で処分受託者からの汚染土管理票の送付先を搬出実施者とした場合において、処分受託者から送付を受けた後に行う都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第10条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）への汚染土管理票の写しの送付については、契約に基づき、代行である旨を明示の上で、当該搬出実施者が行うことができること。ただし、その責任は交付者にあり、交付者は、写しの送付と同時に当該搬出実施者から汚染土管理票を受け取り、保存することが必要であること。

## (4) 報告書に記載する措置について

確認方法告示に定めた所定の期間内に汚染土管理票の送付を受けないとき等の都道府県知事への報告書の提出については、交付者が自ら行う必要があること。従って、(1)で処分受託者からの汚染土管理票の送付先を搬出実施者とする場合には、交付者は、所定の期間内に汚染土管理票の送付を受けない等の場合に、当該搬出実施者が速やかにその旨を交付者に連絡することについて契約時に確認することが必要であること。

また、「人の健康に係る被害の防止のために必要な措置」について他人に代行させて差し支えないが、交付者は、代行した者から講じた措置の内容を報告させ、報告書には代行させた旨及び者、行わせた措置を記載すること。

## 2. 運搬受託者が複数存在する場合の取扱いについて

運搬受託者が複数存在する場合には、汚染土管理票は汚染土壌の移動に伴い複数の運搬受託者間で回付することとし、処分受託者への回付は、当該処分受託者へ汚染土壌を直接引き渡すこととなる最後の運搬受託者が行うこと。この場合、汚染土管理票には各運搬受託者が氏名又は名称等を記載するとともに、各運搬受託者において汚染土管理票の写しを保存することが必要であること。

ただし、この場合の運搬に係る責任は、交付者（搬出実施者に代行させる場合には当該搬出実施者）から汚染土壌の引き渡しを受ける最初の運搬受託者にあり、交付者は、

処分受託者へ汚染土壌を引き渡すまでの運搬について最初の運搬受託者が責任を持つことについて契約時に確認することが必要であること。最初の運搬受託者は、それ以降の運搬受託者と連絡を密にして処分受託者への引き渡しを確認し、全ての運搬受託者が必要事項を記載した後の汚染土管理票の写しを保存することが必要であること。

### 3．汚染土壌浄化施設で浄化が終了しない場合の取扱いについて

平成15年2月14日付けで環境大臣が定めた「搬出する汚染土壌の処分方法」(平成15年3月環境省告示第20号。以下「処分方法告示」という。)については、汚染土壌としての管理を終了するとの趣旨で定めた旨を課長通知第二の冒頭に記載したところであるが、課長通知第三2(1)セにおいて、「搬出した汚染土壌の一部について浄化施設において浄化を行い、その余の部分を最終処分場に搬入した場合には、汚染土壌の浄化施設と最終処分場のいずれも記載が必要であること。」としたように、処分方法告示第二号に規定する汚染土壌浄化施設における浄化の結果として土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項に規定する基準に適合しない土壌が残る場合がある。この場合、浄化されずに残った当該土壌(以下「残留汚染土壌」という。)については、処分が終了していないこととなるので、さらに、処分方法告示第一号(最終処分場への搬入又は埋立場所等への排出)又は第三号(セメント等の原材料としての利用)による処分が必要となること。

なお、浄化後の残さが廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する産業廃棄物に該当する場合には、汚染土壌浄化施設業者が排出事業者として、同法の定めに従って適正に処理することが必要となること。

汚染土壌浄化施設で残留汚染土壌が生じた場合の汚染土管理票制度における取扱いについては、次のとおりとすること。なお、以下は、例として確認方法告示第一号における取扱いを定めたものであるが、この場合であっても、交付者は、汚染土管理票の交付の日から90日以内に汚染土管理票の送付を受けないとき等においては、所定の様式による報告書を都道府県知事に提出することが必要となること。

- (1) 汚染土壌浄化施設業者(処分受託者A)は、確認方法告示第一号の7に掲げる事項を記載し、その写しを保存する。
- (2) 処分受託者Aは、残留汚染土壌の処分を行う処分方法告示第一号又は第三号に規定する方法に係る事業者(処分受託者B)までの運搬を受託した者(残留汚染土運搬受託者)に対し、残留汚染土壌の引き渡しと同時に、(1)で記載した汚染土管理票を回付する。

なお、残留汚染土運搬受託者及び処分受託者Bとの契約については、交付者(搬出実施者に代行させる場合には当該搬出実施者。以下同じ。)又は処分受託者Aが行うこととなるが、交付者が行った場合には処分受託者Aに対し、処分受託者Aが行った場合には交付者に対し、速やかに、次の事項を記載した文書に当該契約書の写しを添付して通知する。

残留汚染土運搬受託者及び処分受託者 B の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
運搬及び処分を担当する者の氏名  
処分を行う場所の所在地  
処分の方法  
残留汚染土壌の体積又は重量

- (3) 残留汚染土運搬受託者は、当該運搬を終了したときは、確認方法告示第一号の 5 のイからハまでに掲げる事項を(2)により回付された汚染土管理票に記載し、その写しを保存する。
- (4) 残留汚染土運搬受託者は、残留汚染土壌の引き渡しと同時に汚染土管理票を処分受託者 B に回付する。
- (5) 処分受託者 B は、当該処分が終了したときは、その旨処分受託者 A に連絡するとともに、(4)により回付された汚染土管理票に確認方法告示第一号の 7 に掲げる事項を記載し、その写しを保存する。
- (6) 処分受託者 B は、(5)によりその写しを保存した汚染土管理票を交付者に送付する。